

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十九号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第六十一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同

法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。